

2025 年 4 月 1 日

納入業者各位

学校法人中部大学
法人事務局長

納品検収制度について（ご依頼）

文部科学省からの「研究費の不正な使用への対応について」の通知に基づき、平成19年4月1日より、中部大学では、物品（備品、用品、消耗品等）の納入確認を実施することに伴い、検収センターを管財部に設置しております。

消耗品等につきましては、「競争的研究費等」で購入するものに限定します。教員に見積書を2部ご提出いただいた後、検収センター経由で納品することとしますのでよろしくお願いいたします。

見積書のあて先は「中部大学（競争的研究費等の名称）教員名」としてください。

上記対象物品の納入時には、物品を納入する際に検収センターで一旦納品確認し納品伝票（競争的研究費等の名称、教員名、見積書番号を記載）に「検印」を受領後、教職員に納品してください。

なお、「検印」のないものは原則として学園支払いを認めないこととしますのでご承知おきください。

納品に関連して「研究費の不正使用」に関わったことが判明した取引先に対しては、学校法人中部大学固定資産及び物品調達規定第8条の定めにより一定期間取引を停止し、又は以降の取引を行わないものとするになっておりますので、念のため申し添えます。

【検収センターのご案内】

場 所：2号館2階

受付場所：9時から12時・13時～17時

（土曜日並びに学園の休日は検収を行っていません）

予算にかかわらず、一点5万円以上の備品・用品については、規定上管財部購買課から発注することになっております。購買課からの発注ではないものは、原則として学園支払いを認めないこととしますので、よろしくお願い申し上げます。

<担当部署>管財部 検収センター